

2 5 陳 情 第 1 9 号	「建築物の工事に係る騒音等の紛争の予防に関する要綱」改正等 に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 5 年 6 月 6 日受理、平成 2 5 年 6 月 1 9 日付託
陳 情 者	新宿区坂町————— —————

(要 旨)

新宿区において、建設・解体等の工事に伴う騒音によって妨げられる近隣住民の生活を、工事前と同様に、十全に保護する義務を業者に課すよう、「建築物の工事に係る騒音等の紛争の予防に関する要綱」の改正など、一刻もはやく、住民の迷惑をかえりみず工事を強行する悪徳業者から住民の生活を守るための方策をとっていただきたい。

(理 由)

私は、日中は、東京都新宿区坂町—————の住居兼仕事場にて音楽制作、夜は飲食店にて演奏の仕事をしています。

平成 2 4 年 7 月頃より東京都新宿区坂町 2 3、—————の解体工事が始まりました。同年 7 月末頃から騒音が激化し、自宅での音楽制作の作業は妨げられ、また、深夜も仕事のため午前中しか睡眠の時間がないので、極度の睡眠不足にも悩まされ、その状況を打開すべく、新宿区役所の騒音対策係へ訴え、担当の方々の尽力のおかげもあり、平成 2 4 年末には一旦、業者との間で和解が成立しました。

しかし、平成 2 5 年初を境に、解体工事から建設工事に移行する際、解体工事においては 1 7 時に作業終了であったものを、以後は 1 8 時半まで作業をすると一方的に通告されました。すぐに業者に問い合わせたところ、作業は 1 8 時までで、後 3 0 分は片付けの時間であり、建設は解体とは違うので様子を見てほしいと言われました。

私の住むマンションでは音出しは 2 0 時までと定められており、1 7 時に作業が終われば、そこから收音（制作に必要な音をマイクで録音する作業）のために三時間を確保でき、なんとか仕事はやりおおせるとの見立てで譲歩して和解したものの、1 8 時半まで作業が延びると、たった一時間半しか收音作業に確保できず、それでは仕事が成立しません。よって、解体工事の時と同様、1 7 時に作業を終了するよう、業者に要請しましたが、「合法的である」「和解の際に、1 7 時に作業を終了する約束はしていない」の二点を繰り返すばかりの、極めて不誠実な態度でした。そこで、3 月頃より再び、新宿区役所の騒音対策係、及び建築調整課に、工事騒音により私の仕事が妨害されている旨

を訴え、担当の方々より苦情が出ている現状を伝えていただき、住民に迷惑をかけてはならないという条例の努力規定に従うよう、指導していただきました。ところが、区からの指導が入って三日間くらいは17時に終了しますが、4日目にはまた18時半まで作業の強行を試みるという、こんな状態がすでに三ヶ月以上経過しています。その間の記録は騒音対策係の方に残っているはずです。ちなみに他にも何件か建設、解体工事が近隣で行われていますが、それらの業者は私が事情を伝えたと、以後はきちんと17時に作業を終了しています。どうして—————だけが、私の仕事を妨害することを承知の上で工事を強行するのか、極めて悪質な業者と断ぜざるをえません。

また、三人の弁護士へ相談してみましたが、三人ともほぼ同意見で、とにかく条例が業者に有利にできているので、現状は「業者のやりたい放題」であり、裁判は非常に不利とのことでした。ある自民党区議の方に相談させていただいたところ、裁判したらどうかとのご忠告を受けましたが、現行の法体制で私が裁判に訴えることは、まったく業者の「思う壺」でしかないでしょう。特に都心部において、同様の問題に関わられた議員の方は少なくないはずです。

今のマンションに住んで7年、平穏無事に暮らしてきたのに、ある日突然、—————が現れ、毎日毎日、工事の大騒音を浴びせられ、まさに地獄のような日々です。我が日本国において、このようなことは断じてあってはならないことであり、そもそも明白な人権侵害、つまり憲法違反の疑いが濃厚と思われます。